

乳幼児向け | 地域健康課の健診

問 地域健康課業務係

大森 TEL 5764-0661 FAX 5764-0659  
 調布 TEL 3726-4145 FAX 3726-6331  
 蒲田 TEL 5713-1701 FAX 5713-0290  
 糀谷・羽田 TEL 3743-4161 FAX 6423-8838

※問い合わせは催しごとに記載の地域の地域健康課へ  
 ＊は地域健康課に電話予約  
 ※健康に関する相談はいつでも受け付けています



事業名	会場	日時・申込方法など
育児学級 (生後7・8か月) 2回食への進め方、 お口の発達とむし歯予防	大森	9月11日(木)
	調布	9月17日(水)
	蒲田	9月17日(水)
	糀谷・羽田	9月9日(火)
育児学級 (生後9～11か月) 3回食への進め方、 家族の食事について	大森	9月12日(金)
	調布	9月11日(木)
	蒲田	9月11日(木)
	糀谷・羽田	9月10日(水)
育児学級 (1歳～1歳3か月) 幼児食への進め方、 むし歯予防のポイント	大森	9月9日(火)
	調布	9月16日(火)
	蒲田	9月25日(木)
	糀谷・羽田	9月11日(木)
離乳食の進め方 (生後5・6か月)＊ 離乳の開始について	大森	9月11日(木)午後
	調布	9月12日(金)午後
	蒲田	9月17日(水)午後
	糀谷・羽田	9月18日(木)午前

午前10時～11時  
  
 申 電子申請

午前＝9時30分～11時30分  
 午後＝1時30分～4時(1人30分程度)

4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査

お子さんの受診日などは、区HPをご覧ください。地域健康課へお問い合わせください。該当者には郵送でお知らせします。健康診査は、乳幼児の発育状態などの診査、必要に応じ保健・心理・歯科・栄養相談を行います。

歯科相談＊

対 3歳未満(障がいのあるお子さんは就学前まで)

むし歯予防教室・歯みがき教室

むし歯予防の話と仕上げみがきの練習

対 3歳未満 申 電子申請



栄養相談＊

離乳食の進め方や、幼児食の量・内容などの相談



出産準備教室

開催方法・会場・時間は区HPをご覧ください。

対 区内在住の妊娠中の方、家族など 申 電子申請

問 地域健康課



平日開催

沐浴、妊婦さんの体と心の変化、産前産後の生活について学びます。

日 ①9月1日(月)午後②9月9日(火)午前③9月11日(木)午後④9月17日(水)午前

土曜日開催

沐浴、産前産後のママとパパの変化の違い、両親での子育てについて学びます。

日 9月6・20・27日(土)※午前・午後の部有り

歯科・栄養

妊娠中、産後の歯や食事のポイントについて学びます。

日 ①9月4日(木)午後②9月8日(月)午後③9月18日(木)午後④9月24日(水)午後

児童館子育て講座

育児や発達、遊びなどをテーマに、講師を招いて子育て講座を開催しています。動画も公開中です。お子さんと一緒にご参加ください。

問 子育て支援課子育て支援担当

TEL 5744-1653 FAX 5744-1525



児童手当のお知らせ

6・7月分は8月8日に振り込みます。金融機関によっては2・3日入金が遅れる場合があります。出生や転入など異動があった場合は、異動日の翌日から15日以内に問合先や特別出張所へ申請書(区HPから出力)を郵送か持参してください。電子申請もできます。公務員の方は勤務先へ申請してください。

●児童手当支払額

対象年齢	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円/月	30,000円/月
3歳～高校生年代※	10,000円/月	
18歳年度末～22歳年度末	算定対象のカウントのみ	

※15歳の年度末～18歳の年度末の児童

問 子育て支援課子育て支援担当

TEL 5744-1275 FAX 5744-1525



子ども家庭在宅サービス

保護者の仕事や冠婚葬祭、育児疲れ、傷病、出産などで一時的にお子さんの面倒を見ることができない時に、ひまわり苑やコスモス苑でお子さんを預かります。ご利用を希望する方は事前にお問い合わせください。

対 区内に住民登録のある2～15歳(中学生)のお子さん

申 利用を希望する月の3か月前の1日から利用日の3日前までに施設に申し込み

ショートステイ(宿泊型一時保育)

1か月に6泊7日まで利用可※保護者の入院による場合は14日まで

費 1泊2日6,800円(以後1日につき3,400円加算)

トワイライトステイ(夜間一時保育)

午後5時～10時 費 日額1,400円

休日デイサービス(休日日中保育)

午前8時～午後5時 費 日額2,000円

問 ひまわり苑 TEL 5737-1070 FAX 5737-7197

コスモス苑 TEL 3751-3378 FAX 3751-3396



児童扶養手当・特別児童扶養手当などの助成制度

詳細は案内パンフレット(地域庁舎、特別出張所などで配布)をご覧ください。お問い合わせください。

手当	支給額(月額)	対象	支給期間
1 育成手当 (児童育成手当)	児童1人につき 13,500円		
2 ひとり親家庭等 医療費助成	健康保険対象の医療費の自己負担分の一部を助成(生活保護受給者は対象外)	ひとり親家庭 ※父母が離婚、父か母が死亡、父か母から1年以上遺棄、父か母が重度障がい、父か母がDV保護命令を受けた、父母が未婚など	児童が18歳に達する日の年度末まで ※23は重度の障がいのある児童の場合、20歳に達する日の前日まで
3 児童扶養手当	(全部)46,690円 (一部)所得に応じて11,010円～46,680円 (第2子以降加算額)5,520円～11,030円		
4 特別児童 扶養手当	児童1人につき 1級 56,800円 2級 37,830円	20歳未満で身体障害者手帳おおむね1～3級程度(5は1・2級程度)、愛の手帳おおむね1～3度程度の児童	児童が20歳に達する日の前日まで
5 障害手当 (児童育成手当)	児童1人につき 15,500円		

※児童が児童(社会)福祉施設に入所しているときは対象になりません。ただし、母子生活支援施設、保育園、児童発達支援センターなどの場合は対象になります

※3 児童扶養手当法が改正され、平成26年12月1日以降は、公的年金給付などの額が児童扶養手当の額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されることになりました。また、公的年金が支給される場合は給付制限があります

※45 診断書の障がいの状況によっては該当しないことがあります

お済みですか?児童扶養手当・特別児童扶養手当などの手続き

引き続き受給するためには現況届の提出が必要です。対象の方へ8月上旬に書類を郵送します。児童扶養手当は8月29日まで、特別児童扶養手当は9月1日までに提出してください。

問 子育て支援課子育て支援担当

TEL 5744-1274 FAX 5744-1525